

令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係る ガイドライン

令和2年8月21日
令和2年12月3日改訂
大阪府教育庁教育振興室

1 はじめに

修学旅行は、学習指導要領において「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動」の一つに位置付けられている。令和2年度の修学旅行について、その教育的意義を踏まえ、実施する場合にあっては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に関して、本ガイドラインに示す各事項に十分に留意して計画をたてること。

また、今後におけるさらなる感染拡大等、状況によっては、教育庁が中止・延期を要請する可能性があることに留意すること。

加えて、国における感染防止対策に係る指標の変更等により、必要に応じて本ガイドラインを改訂する可能性があることにも留意すること。

2 基本的な考え方

(1) 本ガイドラインを踏まえて出発前に修学旅行の中止・延期を判断する場合や、旅行先で児童生徒・教職員が陽性となった場合など、想定し得る様々な場面への対応を考慮しておくとともに、別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」に基づき、あらかじめ旅行事業者等との調整や保護者への周知を十分に行っておくこと。

(2) すでに詳細な計画をたてている学校においても、本ガイドラインに示す内容等を踏まえ、必要がある場合には、旅行先の変更や行程・日程の見直し等を検討すること。

3 留意事項

(1) 計画段階

①修学旅行実施日の1か月前まで

各学校は、修学旅行実施日の1か月前までに「修学旅行の実施について（届）」を提出すること。

②修学旅行にかかる取消料発生日の前日まで

各学校は、取消料が発生する概ね 21 日前をめどに、実施の可否を判断すること。
実施に向けては下記のア～ウのすべてを満たすことを確認すること。

ア 旅行先（すべての滞在先）が、以下の状況であること

- ・国が旅行先の都道府県を「特定（警戒）都道府県」に指定していない
- ・旅行先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行の受け入れを拒否していない

イ 別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」の内容も含め、詳細の計画等について十分に説明をしたうえで、参加児童生徒の保護者全員から参加同意書をとっていること

ウ 下記「5 感染防止対策等」が講じられていること

（2）取消料発生日～出発時

①旅行先（すべての滞在先）が、以下の状況であること

- ・国が旅行先の都道府県を「特定（警戒）都道府県」に指定していない
- ・旅行先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行の受け入れを拒否していない

② 参加及び引率については、出発時において以下の者とする。

- ・「陽性者」「濃厚接触者」「PCR 検査及び抗原検査（以後、「PCR 検査等」とする。）受検待ち及び結果待ち」でない者
- ・「発熱^{※1}または風邪症状」がない者

（3）出発後

① 下記「5 感染防止対策等」を実施すること。

② 児童生徒・教職員が陽性者及び濃厚接触者と特定された場合、現地の保健所等と協議のうえ、適切に対応すること。

※1 37.5℃以上をさす。

4 児童生徒に陽性が確認されたとき等の対応のめやす^{※2}

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の 修学旅行への 参加の可否等	修学旅行の実施・継続
前日	PCR 検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	
出発時	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
出発後	発熱・風邪症状 ^{※3}	別室待機、 病院受診 ^{※4}	継続
	濃厚接触者と特定	離団（隔離）	
	PCR 検査等受検が必要	離団（隔離）	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	離団（入院）	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	

5 感染防止対策等

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～」(令和2年5月28日 Ver.1 大阪府教育庁)や「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)」(令和2年6月23日 一般社団法人日本旅行業協会)の記載内容に留意するとともに、以下の具体的な感染症防止対策にも留意すること。

- (1) 旅行中の行程については、ゆとりをもって行動できるよう企画すること。
- (2) 旅行実施前は、日々の健康観察を強化し、必要時には医療機関を受診するよう指導すること。
- (3) 旅行中も朝・夕の検温を実施するなど、健康観察を十分に行い、体調不良の児童

※2 陽性者や濃厚接触者が多数確認され、欠席者が増加することにより、参加者の旅行単価が著しく上がる場合など、事前に実施が困難になるケースを想定し、旅行事業者と条件等について検討しておくこと。

※3、※4 (別紙)「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」「1.」を参照すること。

生徒に適切に対応すること。

- (4) 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるよう、できるだけ一部屋あたりの人数を少なくすること。また、各部屋においても、定期的に換気を行うよう指導すること。
- (5) 食事、入浴、就寝時以外の適切なマスクの着用や手洗いの徹底を指示するとともに、必要に応じて熱中症予防対策を講じること。
- (6) 食事については、① 食事前後の手洗いを徹底する ② 食堂内を十分に換気する ③ 「一定の間隔をあける」「対面を避ける」など、配席の工夫を行い、食堂内の利用人数を制限する ④ ビュッフェスタイルではなく1人ずつのセットメニューとする等の感染予防対策を講じること。また、食事中の会話を慎むよう指導すること。
- (7) 浴場については、換気を十分に行い、同時に入浴する人数や時間を制限しながら利用させること。
- (8) 現地でのアクティビティ等については、活動内容を精選するなど、感染防止のための工夫をすること。
- (9) 移動について、公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話を慎む」等の指導を行うとともに、特にバスを利用する場合は可能な限り十分な換気を行うこと。
- (10) 現地で発熱等の体調不良者が出た場合の対応方法を事前に検討しておくこと。^{※5}

6 経費等

- (1) 修学旅行は私費負担であるため、原則取消料は児童生徒・保護者負担となることから、あらかじめ取消料が発生するケース等について、児童生徒・保護者に十分説明すること。
- (2) 観光庁が実施する「Go To トラベル」事業の活用については、旅行事業者と協議を行うこと。

^{※5} (別紙)「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」を参照すること。

(別紙) 旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

1. 参加児童生徒に「風邪」「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」等の症状があるときの対応（ガイドライン「4 児童生徒に陽性が確認されたとき等の対応のめやす」表中の※3、※4）

(1) 「風邪」の症状がある場合

風邪の症状がある場合は、別室待機をさせること。症状が改善された場合、活動に参加することが可能。ただし、児童生徒の状況に応じ心配な場合や症状が改善されない場合は、以下の(2)の対応と同様とすること。

(2) 「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」等の症状がある場合

当該児童生徒を別室待機させるとともに、滞在先の帰国者・接触者相談センターへ相談の上、医師の診察を受けさせること。また、症状が改善された場合の活動への参加の可否や改善しない場合の対応等について、医師の判断を仰いだ上で、慎重に対応すること。特に、旅行最終日に「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」等の症状が出た場合についても、帰国者・接触者相談センターへ相談の上、帰阪日について医師の判断を仰ぐこと。

2. 保護者に事前に説明する内容

- (1) 計画の中止及び変更の可能性があるととも、実施しなかった活動の費用が保護者負担になる可能性があること
- (2) 旅行中に「風邪」の症状が続く場合や、「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」の症状がある場合、病院を受診することに加え、一時的に症状が改善されたとしても、医師の指示等により、活動に参加できない可能性があること
- (3) 陽性者にかかる費用は、保護者負担となる項目もあること。(入院時の初診料や入院に必要な物品等)
- (4) 濃厚接触者は離団し、別ホテル等で2週間程度隔離となること
- (5) 濃厚接触者は原則公共交通機関が利用できないこと
- (6) 保護者が自家用車で迎えに来る場合、濃厚接触者は滞在せず帰阪できる場合があること
- (7) 濃厚接触者とその保護者にかかる費用(移動・宿泊等)は保護者負担となること
- (8) 出発前に同居者が濃厚接触者になった場合、当該児童生徒が修学旅行に参加することは可能であるが、出発後に同居者が陽性者となり、当該児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、離団する等のリスクがあること

3. 旅行事業者へ事前に確認する内容

- (1) 旅行中に児童生徒が体調不良となった場合の対応
 - 上記「1.」の対応を含め、体調不良者を別室にするための部屋数の確保や通院のための移動方法等とその費用負担
- (2) 帰阪する際、児童生徒が体調不良（発熱・風邪症状含む）となった場合の対応
 - 上記「1.」の対応を含め、延泊を余儀なくされた場合の費用負担は保険で対応できるか
- (3) (旅行期間中に同居者が陽性になることなどによって) 旅行中に児童生徒が濃厚接触者となった（あるいはその疑いが生じた）場合
 - ① 濃厚接触者と特定されるまでの対応
 - 待機場所や場合によって別室の準備が可能か
 - ② 宿泊先で継続して宿泊可能の場合
 - 食事は部屋食ができるか、配膳はどうなるか、集団であれば食べる向きや時間配分等
 - ③ 宿泊先で継続しての宿泊が不可の場合
 - 宿泊先の確保及びその移動方法
 - 最終日の場合であっても宿泊を余儀なくされる場合の宿泊先の確保及び移動方法
- (4) 旅行中に陽性者となった児童生徒にかかる費用について保険適応範囲の確認
 - 入院費等は国と自治体が負担するが、食事代等の負担は行き先によって異なる可能性があるため、要確認。
- (5) 当初の計画外のことが生じた場合、旅行事業者の保険適応範囲の確認